

生徒心得

基本的な心構え

川辺高等学校の生徒としての自覚と誇りをもち、豊かな人間性の陶冶に努める。

- 1 礼儀・身なりを正し、高校生としての品位を保つ。
- 2 規則を守り、秩序ある集団生活をする。
- 3 学業に精励し、学力の向上に努める。
- 4 交通道徳を守り、交通の安全に注意する。
- 5 公共物を大切にし、進んで校内の美化に努める。
- 6 自他の生命を尊重し、思いやりの心を持つ。

校内生活

1 授業及び登下校について

- (1) 始業10分前までに登校する。始業時刻は、8:35である。
- (2) 授業の前後は、椅子の左側に起立して正しく礼をする。
- (3) 遅刻・早退等による授業中の教室の出入りは、関係の先生の許可又は指示を受ける。
- (4) 授業中は学習に専念し、他の迷惑になるような行為は慎む。
- (5) 始業時から終業時までの間、外出の必要があるときは担任の許可を受け、「外出許可証」を携行する。
- (6) 校門を出る下校時刻は18:30までとする。ただし、部活動の生徒は次に期間中に定めた下校時刻を守ることに従う。
3月～10月…19:00 11月～2月…18:30

2 容儀について

「頭髪・服装規定」をよく守り、常に清潔・質素・端正にし、華美に流れず、高校生にふさわしい容儀を心掛ける。

3 所持品について

- (1) 学校生活に必要な物以外は校内に持ち込まない。
- (2) 所持品には必ず記名し、保管に十分注意する。
- (3) 単車・自転車は所定の場所に置き、必ず鍵をかける。
- (4) みだりに金銭及び所持品の貸借をしたり、他人の所持品を無断借用したりしてはならない。
- (5) 体育・部活動・集会・特別教室・尚学舎での授業などの際には、金銭・貴重品の保管に注意する。
- (6) 金銭・所持品等の拾得・紛失・盗難などのときは、直ちに担任(及び職員週番)に届ける。

4 届・願の必要な事項について

次の事項は、所定の様式により、担任・係を経て原則として校長あてに提出する。

- (1) 欠席する場合には、保護者が8:25までに電話連絡をする。
- (2) SHR後に登校した時は必ず担任へ届ける。
- (3) 欠課又は早退する場合には、学級担任と教科担任にその理由を述べ、許可を受ける。
- (4) 転学・退学、復学・休学する場合には、学級担任に届け出て所定の手続きをする。
- (5) 保護者及び保証人の住所変更、その他の異動があったときは、直ちに学級担任へ届け出る。

- (6) 掲示物の掲示, 印刷物の配布, アンケートの実施は, 生徒会係又は生徒指導係の先生へ届け出て許可を受ける。
- (7) 次の事項は学級担任に届け出て, 所定の手続きにより校長の許可を受ける。
- ① 旅行 ② キャンプ ③ 合宿 ④ 校外行事への参加 ⑤ 同窓会・送別会・その他の校内外の集会
 - ⑥ アルバイト ⑦ 免許取得の受験 ⑧ 自転車・単車通学 ⑨ 公欠(対外試合)
 - ⑩ 自動車学校入校 ⑪ 携帯電話の所持

5 通学について

- (1) 交通法規や交通道徳をよく守り, 交通の安全に十分注意する。
- (2) 自転車・単車通学は通学距離の制限を設けない。キックボードでの通学は認めない。ドロップハンドルなど, 運転に不安定な自転車は使用しない。また, 単車は排気量 50cc のスクーターかカブ型(スポーツタイプは許可しない)とする。
- (3) 自転車・単車で通学しようとする者は, 学級担任・交通係の先生に願い出て, 所定の手続きを取って許可を受ける。
(交通規定を参照)
- (4) 通学に必要な原付(50cc)の免許取得については, 所定の手続きにより許可を受けた者のみが受験するものとする
(受験の際は制服)。
- (5) 自転車二輪並びに普通自動車の免許取得は禁止する。
- (6) 自転車・単車通学生は交通規定の「通学性の心得」を守ること。

6 環境の整理と学校の施設・用具の使用について

- 校内は, いつも美しく整理され, 気持ちの良い環境を保つように努める。
- (1) 各学級各人は, それぞれ担当の清掃を責任をもって行う。
- (2) 紙くず・空きカン・ビン類は必ず分別・区別し, 校舎内外を清潔に保つ。
- (3) 教室内の整理棚・用具箱・机・椅子の整理・整頓をする。
- (4) 校内のすべての建物・器具・備品を大切に扱い, 樹木・芝生等の愛護に努める。
- (5) 施設・設備・用具等は, 係の先生の許可を得て使用し, 使用後はきちんと後始末をして報告する。
休暇・休日等に学校の施設・設備等を使用する場合は, あらかじめ担任・顧問・係を経て校長の許可を得ること。
- (6) 校内における生徒の火気の使用は禁止する。
- (7) 学校の施設・設備を破損した場合は, 直ちに学級担任及び事務室に届け出て, 所定の手続きをとる。

7 読書について

高校での生活が人生の基礎となる。良書を読み, 目標を設定しよう。学校の図書館を大いに活用してほしい。

8 その他

- (1) 昼食は教室でとる。休み時間にジュース等を飲食する場所は各教室または家庭科準備室横とする。
- (2) 部室は部活動に必要な器具・道具の保管場所とする。部室使用にあたっては, 「部室の使用について」の顧問会の申合せ事項を守ること。

部室の使用について

- 1 部室の使用は放課後のみとする。(正課時は使用しないこと。)
- 2 部活動の時間以外は必ず施錠しておくこと。
- 3 鍵は部顧問または職員室で保管する。
- 4 部室の管理は各部で責任をもって行うこと。
 - (1) 破損した場合は部の責任で補修すること。
 - (2) 部室の清掃を定期的に行うこと。
- 5 部外者の立ち入りを禁止する。
- 6 体育時の更衣を部室でしないこと。
- 7 部室での昼食、その他の飲食をしないこと。
- 8 上記の規定が守られず、部室の使用に問題がある場合、その部の部室使用を停止することもある。

校外生活

- 1 川辺高校を代表している生徒であることを自覚して、高校生としての節度を守り、責任ある行動をする。
- 2 外出するときは、制服を着用し、身分証明書を携行する。家の人に行き先と帰宅時刻を告げること。
- 3 日没後の夜間外出は禁止する。止むを得ない場合は保護者同伴とする。六月灯、夏祭りに行く場合、午後9時には帰路につく。
- 4 無断外泊をしてはならない。
- 5 次の事項は絶対にしてはならない。
 - ① 飲酒・喫煙 ② 暴力行為 ③ 万引・窃盗 ④ 薬物使用
 - ⑤ 不純異性交遊 ⑥ 単車による暴走行為 ⑦ 不健全娯楽(パチンコ・マージャン等)
 - ⑧ 出会い系・有害サイトへのアクセス
- 6 映画その他の興行物のうち、不健全なものは観覧しない。
- 7 不健全な娯楽施設(パチンコ店やゲームセンターなど)に立ち入らない。
- 8 男女交際については、お互いの人格を尊重し、節度を守り、保護者の認める範囲内であること。
- 9 アルバイトは原則として認めない。就学上やむを得ない場合に限り、本人及び保護者の願い出により、保護者と面接の上で校長が許可する。

頭髪等・服装に関する規定

◇ 進学・就職試験の面接等を前提として、校訓にある「端正」の具現化に努めることとする。

頭髪

頭髪は高校生にふさわしい品位を保ち、清潔な髪型とする。

◎ 「学ランタイプ」

(1) 髪型は次のとおりとする。

- ① 前髪の長さは目にかからない程度とする。
- ② 後ろ髪はえりにかからないようにする。
- ③ 横髪は耳にかからないようにする。

◎ 「セーラータイプ」

(1) 髪型は次のとおりとする。

- ① 髪の長さは肩にかからない程度とし、髪をまっすぐおろす。
- ② 後ろ髪が肩にかかる場合は、一つか二つにくくるか編む。
- ③ 髪留めのゴムは黒・紺・茶とする。飾り付きの髪留めは認めない。
- ④ 前髪の長さは目にかからない程度とする。(ピンで留めても可)
- ⑤ 付け髪(エクステなど)はしない。横に束ねることは認めない。

◎ 共通事項

- (1) 脱色・染髪、パーマ、奇抜な髪型(前髪斜めカットなど部分的に長い短いなど極端で不自然な髪型)はしない。
- (2) 眉を極端に細くしたり、薄くしたりしない。違反した場合は継続的に観察指導する。
- (3) 顎髭・口髭を伸ばすことは認めない。
- (4) 化粧・マニキュア・色付きリップは使用しない。
- (5) ピアス・カラーコンタクトレンズは使用しない。

服装

◎ 「学ランタイプ」

(1) 冬服

- ① 制服は、学校指定の詰め襟学生服で校章の刺しゅう入りのものとする。
- ② 上衣には学校指定のボタンを付ける。
- ③ 詰め襟の学生服の下には、学校指定の長袖シャツを着用する。寒い場合は、指定の長袖シャツの上から防寒着を着用する。

(2) 中間服

- ① 学校指定の校章の刺繍入りの長袖シャツとする。

(3) 夏服

- ① 指定の校章の刺しゅう入りの半袖シャツとする。

(4) ズボン

- ① ズボンは、校章が刺繍されている学校所定のものとする。

(5) その他服装に関する注意点

- ① ベルトは必ず着用する。
- ② 衛生上の観点から、体育服をインナーとして着用しない。
- ③ 靴下は白・黒・紺色とし、くるぶしが見えないものとする。
- ④ 靴は、指定の革靴(ローファー)もしくは、白を基調(全体の8割以上が白)とした運動靴(靴紐は白)とする。ハイカットの靴は履かない。

◎ 「セーラータイプ」

(1) 冬服

- ① 学校指定の校章の刺繍入りのセーラー服とする。
- ② 胸元のリボンは、学校指定のものとする。
- ③ セーラー服の上に学校指定のジャケット及びカーディガンを着用してもよい。

(2) 中間服

- ① 学校指定の校章の刺繍入りセーラータイプの長袖シャツとする。
- ② セーラー服の上に学校指定のジャケット及びカーディガンを着用してもよい。
- ③ 胸元のリボンは、学校指定のものとする。

(3) 夏服

- ① 学校指定の校章の刺繍入りセーラータイプの半袖シャツとする。
- ② 胸元のリボンは付けなくてもよい。付ける場合は、学校指定のものとする。

(4) その他服装に関する注意点

- ① スカートは、学校指定のものとする。スカート丈は、膝が隠れる長さとする。
- ② マフラーの着用は、11月～3月の期間とする。
- ③ 衛生上の観点から、体育服をインナーとして着用しない。
- ④ 靴下は白・黒・紺色とし、くるぶしが見えないものとする。黒のストッキングまたは黒のタイツを着用してもよい。
- ⑤ 靴は、指定の革靴(ローファー)もしくは、白を基調(全体の8割以上が白)とした運動靴(靴紐は白)とする。ハイカット及びヒールの高い靴は履かない。
- ⑦ 希望者は、スラックスを着用してもよい。スラックス、ベルト、靴下、靴については、「学ランタイプ」に準じる。

◎ 共通事項(靴・コート類・その他)

- (1) 靴(カバン)は所定の学生靴とする。幅をせまくしたりして、変形・改造してはならない。
- (2) 校舎内では、所定の上履きを使用し、下履きとの区別を厳守する。
- (3) 防寒着の種類・色等は自由とする。但し、華美にならないものとする。また防寒着のフードを被ることは安全面の観点から禁止する。着用期間は冬期(11月～3月)とする。ただし、自転車・単車通学生はその限りではない。
自転車・単車通学生は、マフラーの着用を安全面の観点から禁止する。但し、ネックウォーマーを着用してもよい。
- (4) 冬服・中間服・夏服の更衣の時期は、特に定めない。但し、入学式・卒業式及び周年行事等においては、冬服・中間服・夏服を指定する。
- (5) 規定外の頭髪・服装をしないといけない場合は、その理由を学級担任に述べ、異装許可を受ける。
- (6) 手袋の使用は登下校時のみ着用してもよい。

交通規定

自転車及び単車通学に関して、次のことを定める。

1 通学許可の基準について

- (1) 自転車・単車通学は通学距離の制限を設けない。キックボードでの通学は認めない。
- (2) 自転車…荷台のついたものとする。ブレーキ・前照灯・後部反射板などの安全装備が十分で、運転するときに安全性の高いものとする。ドロップハンドル・カマキリ型のハンドルは認めない。
- (3) 単車…排気量 50 cc のスクーターかカブ型で、法定の安全装備が十分であり、荷台のついたものとする。通学用として不必要な装備や改造車は認めない。(スポーツタイプは許可しない。)
- (4) 使用する車両は、通学許可のステッカーを所定の位置に貼り付けたものに限る。

2 免許取得受験について

- (1) 1(1)の条件を満たし、通学又はその他学習活動に必要とするものに限り、原動機付自転車の免許受験を認める。
- (2) 所定の手続きにより許可を受けた者のみが受験するものとする(受験の際は制服)。
- (3) 自動二輪免許の受験は認めない。
- (4) 自動車学校入校については、3年生に限り、3学期の自宅学習期間に入ってから、校長の許可を得て入校の手続きをするものとする。

3 許可手続きについて

自転車・単車通学を希望する者及び免許受験を必要とする者は、学級担任に願い出て、許可願用紙(交通係保管)に必要事項を記入のうえ、次の順序で手続きをとる。

(1) 自転車通学

許可願用紙→担任→交通係
(車体検査, 許可番号, ステッカー)

(2) 単車通学

許可願用紙→担任→交通係→教頭→校長→交通係
(車体検査, 許可番号, ステッカー)

(2) 単車受験

許可願用紙→担任→交通係→教頭→事務長(校長印)→交通係

(3) 自動車学校入校

許可願用紙→担任→交通係→生徒指導係→教頭→事務長(校長印)→交通係

4 通学生の心得

- (1) 自転車・単車は必ず校内の指定された場所に置くこと。
- (2) 校内では自転車・単車に乗車してはならない。
- (3) 登校時は自転車・単車とも正門で下車し、置き場には押していくこと。
- (4) 校内では単車のエンジンは止めること。
- (5) 下校時は自転車・単車とも正門近くまで押していき、正門付近で乗車すること。
- (6) 自転車・単車で並進をしてはならない。
- (7) 単車に乗って自転車の牽引をしてはならない。

- (8) 自転車・単車の2人乗りは絶対にしないこと。
- (9) 安全面の観点から、自転車の前かごには、荷物を入れないこと。
- (10) 単車の貸借はしないこと。特に、他人の無免許運転を幫助してはならない。
- (11) 登下校は制服を着用すること。ただし、休日はユニホームなど各部で顧問が認めるものは可。
- (12) 単車通学生はヘルメットを必ず着用すること(自転車通学生も努力義務)。(男女とも白色のフルフェイスとする。頭部に学年別シールを貼付すること。)
- (13) 自転車・単車通学生は、随時防寒着を着用してもよい(マフラーは安全面の観点から禁止。但し、ネックウォーマーは許可)。
- (14) スクーターのステップ台に鞆等を置いて走行してはならない。(必ず荷台にくるること)
- (15) 他人に迷惑をかけたり、危険な暴走運転、異常な騒音をたてたりしてはならない。
- (16) 自転車・単車で通学する者は損害賠償保険(任意保険)に必ず加入すること。
- (17) 自動車(特に大型車)の死角や内輪差など自動車の特性をよく知って、交差点での右折・左折には十分注意すること。
- (18) 横道から人や車の飛び出しに十分注意すること。
- (19) わき見運転、無理な追い越し、スピードの出し過ぎはしないこと。
- (20) 交通事故や車の故障で困っている人を見たら、連絡や救護にあたるなど、お互いに協力し合うこと。
- (21) 万一、事故を起こした場合は、状況に応じて適切な処置をとること。
 - ① ケガがあれば応急手当をし、病院と連絡をとる。
 - ② 当事者の氏名・住所・学校・勤務先をお互いに確認する。
 - ③ 家庭(又は保護者の勤務先)と警察(110番)と学校(川辺高校:0993-56-1151)へ連絡をする。
 - ④ 学校へ出てから、交通係へ事故報告書を提出する。
- (22) 単車の使用は通学またはその他学習活動時のみに限る。
- (23) 交通違反をした場合は、速やかに学級担任に届け出て、交通違反報告書を交通係へ提出する。

5 交通法令・校内規定違反に対する処置について

- (1) 交通事故・違反等については速やかに担任に事故違反報告書を提出し、指導を受ける。
- (2) 無許可の免許取得および無免許運転をした場合は、学校反省を含む指導をする。